

年 月 日

東京都北区保健所長 殿

管理者住所
氏 名

診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 に 関 す る 変 更 届

下記のとおり、診療用エックス線装置（診察室、従事職員）を変更したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

記

診療所	名 称	
	所 在 地	
		電話番号 () ファクシミリ番号 ()
変 更 し た 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 し た 事 項	変 更 前	
	変 更 後	